

令和8年度
第1回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和8年4月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和8年度第1回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和8年4月24日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和8年4月24日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和8年4月24日 13時30分			議長	三浦美恵子
	閉会	令和8年4月24日 14時03分			議長	三浦美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席番号	委員氏名	出欠席	議席番号	委員氏名	出欠席
	1	小山田 和 義	○	11	竹 田 和 夫	▲
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	○
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	○
	4	竹 田 憲 治	○	14	中 村 一 彦	○
	5	齊 藤 由希子	○	15	三 浦 隆	○
	6	古 川 美枝子	○	16	工 藤 嘉 充	○
	7	向久保 勉	○	17	伊 藤 始	▲
	8	熊 澤 威 人	○	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
10	阿 部 正 光	○				

議事録署名委員	議席番号 5番	齊藤 由希子	議席番号 6番	古川 美枝子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	高橋 誠		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	佐々木 桂		
	農地調整係長	松尾 竜也		
	農地調整係主任	恩賀 ひとみ		
	農地調整係主事	野沢 雄喜		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となる委員の報告をいたします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号11番竹田和夫 委員、所用のため欠席、議席番号17番伊藤始 委員、所用のため欠席との連絡を頂いております。以上2名の欠席となっており、現在の出席委員は19名中17名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和8年度八幡平市農業委員会第1回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、議席番号5番 齊藤由希子 委員と議席番号6番 古川美枝子 委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第1回運営委員会報告を行います。

事務局（佐々木事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第1回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり4項目の報告及び連絡、2項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和8年4月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和8年度第1回総会について

3項目め。令和8年度農業委員会事務局職員体制について

4項目め。令和8年度農業委員会予算について

以上、4項目の内容について、事務局から説明を行いました。改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で、事務局より「3項目め」の説明を行う事としております。

なお、1項目めで出された意見内容を記載しております。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、5月8日午前9時30分に決定となりました。

2項目め。令和8年度「農地の日」の取り組みについて

内容について協議を行ったところ、次のページの左側の中ごろより下段に記載した通りとなりましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より説明を行う事としております。

5情報提供等となります。

運営委員及び事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和8年度第1回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和8年4月24日 運営委員長 会長 三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）

それでは、総会資料の6ページをご覧ください。

令和8年3月25日から令和8年4月24日までの業務報告をさせていただきます。

まる1番からまる3番までは先月の総会内容、まる4番は2月の総会内容となります。まる5番はこの1ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、まる6番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は4月16日の木曜日でございます。16件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の3番委員 高橋栄光 委員、農業委員の4番委員 竹田憲治 委員、推進委員の西根南地区の2番委員 畠山和雄 委員、推進委員の安代地区の1番 委員工藤佳輝 委員、推進委員の松尾地区の2番委員 垣下和典 委員の5名でございます。

また、事務局からは高橋事務局長と野沢主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をも

って割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、まる7番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和8年3月16日から令和8年4月15日までの間で、貸付・売渡希望のあっせんは8件となっております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号・氏名を申し述べて、質問するようにお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（野沢主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページから3ページをご覧ください。今月の申請は7件です。

関係資料1ページから2ページにあります審査項目一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：平館第26地割138-7、畑、371㎡を含む2筆、992㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号2：松尾寄木第1地割582-3、畑、2,255㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号3：保戸坂61-1、田、1,480㎡を含む4筆、4,965㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が水稻及び野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号4：大更第38地割165-2、畑、1,447 m²を含む3筆、3,076 m²です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が水稲及び牧草を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号5：平笠第2地割150、田、1,030 m²を含む6筆 10,718 m²です。

贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が自己保全管理及び牧草を作付しており、権利取得後は麦を作付予定です。

申請番号6：大更第46地割187-2 田 207 m²です。

申請番号7との交換による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号7：大更第46地割188-2 田 171 m²です。

申請番号6との交換による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が自己保全管理しており、権利取得後は水稲を作付予定です。

次の4ページに申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員 畠山和雄委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（畠山和雄委員）

推進委員の畠山和雄です。

申請番号1番ですが、位置は、平館高等学校から北東へ約400mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、柏台小学校から南へ約1.2kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、JR小屋の畑から北へ約250m以内に点在しています。現況は、稲の刈取後の状態でした。

申請番号4番ですが、位置は、JR東大更駅から北へ約4.3km以内に点在しています。現況は、田を起こした状態及び牧草が作付されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、岩手山サービスエリアから西へ約800m以内に点在しています。現況は、保全及び牧草が作付されておりました。

申請番号6番ですが、位置は、JR東大更駅から北東へ約1.2kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号7番ですが、位置は、JR東大更駅から北東へ約1.2kmの地点です。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをご覧ください。今月の申請は2件です。

関係資料3ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：大更第20地割30-1、畑、856㎡です。

転用の目的は、売買による資材置場の設置です。

申請者は、申請地に隣接する作業場を有する土木建築業を営む法人の会社役員であります。現在使用している資材置場が手狭になってきたことから、作業効率のよい申請地を選定したものです。

申請地の農地区分は第2種農地、例外規定は集落に接続して転用することで地域住民の活動抑止を防ぐものであることが確認されております。

申請番号2：帷子第14地割25-1、田、591㎡を含む2筆1,214㎡です。転用の目的は、売買による農作物倉庫の設置です。

申請者は、水稻農家ですが、経営の効率化を目的に乾燥機などを新規導入するため売買の同意が

得られた申請地を選定したものです。

申請地の農地区分は 第1種農地、例外規定は 農振法に規定された農用地利用計画の指定用途の一つである農業用施設です。

今回申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員 畠山和雄委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（畠山和雄委員）

申請番号1番ですが、位置は大更小学校から南東へ約500mの地点です。現況は保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は西根第一中学校から北東へ約800mの地点です。現況は稲の刈り取り後の状態でした。

今回の農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。

これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願ひます。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページから10ページをご覧ください。今月の申請は7件です。

関係資料3ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：大更第19地割6-13、畑、731㎡です。現況は、山林化しています。

申請地は、所有する山林に隣接しており、一体的な山林と思い込んでいたことから平成3年頃には放置していたということです。

申請番号2：大更第19地割6-62、畑、124㎡です。現況は、通路として利用されています。

申請地は、周辺に住宅が建設されていく中で昭和63年頃には周辺住民が通路として利用していたということです。

申請番号3：帷子第16地割6-3、畑、3,371㎡です。現況は、山林化しています。

申請地は、昭和61年頃に亡き両親が植林してしまったということです。

申請番号4：荒木田第1地割9-2、田、16,207㎡を含む6筆24,942㎡です。現況は、原野化しています。

申請者は、相続により土地を取得しましたが、管理することができず平成14年頃から放置してしまったということです。

申請番号5：野駄第3地割20、田、833㎡を含む3筆2,990㎡です。現況は、原野化しています。

申請者は、相続により土地を取得しましたが、管理することができず平成7年頃から放置してしまったということです。

申請番号6：寺志田280-1、田、1,126㎡です。現況は、宅地化しています。

申請者は、隣接する牛舎の敷地が狭となり、平成16年頃に堆肥舎を建ててしまったということです。

申請番号7：五日市5、畑、2,202㎡です。現況は、山林化しています。

申請者は、申請地が農地である認識がなく、平成7年頃には放置していたということです。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員 畠山和雄委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（畠山和雄委員）

推進委員の畠山和雄です。

申請番号 1 番ですが、位置は大更小学校から南へ約 900m の地点です。現況は、山林化しておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は大更小学校から南へ約 900m の地点です。現況は、通路となっております。

申請番号 3 番ですが、位置は西根第一中学校から東へ約 1.5km の地点です。現況は、山林化しておりました。

申請番号 4 番ですが、位置は寺田小学校から北西へ 3 km 以内の地点です。現況は、原野化しておりました。

申請番号 5 番ですが、位置は松尾八幡平 IC から西へ約 2.2km の地点です。現況は、原野化しておりました。

申請番号 6 番ですが、位置は JR 荒屋新町駅から南へ約 800m の地点です。現況は、堆肥舎が建っております。

申請番号 7 番ですが、位置は安代インターチェンジから北東へ約 750m の地点です。現況は、山林化しておりました。

いずれの土地も、非農地化されてから 20 年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 4 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（野沢主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページから39ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定53件、使用貸借権設定29件、所有権移転が4件の合計86件です。賃貸借権設定のうち1件、使用貸借権設定のうち1件は更新、その他84件は新規の申請です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～4番は 西根南地区に係る申請です。

申請番号5番～32番は 西根北地区に係る申請です。

申請番号33番～52番は 松尾地区に係る申請です。

申請番号53番は 安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号54番～58番は 西根南地区に係る申請です。

申請番号59番～67番は 西根北地区に係る申請です。

申請番号68番～79番は 松尾地区に係る申請です。

申請番号80番～82番は 安代地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号83番～84番は 西根南地区に係る申請です。

申請番号85番～86番は 松尾地区に係る申請です。

以上、各申請とも 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第17条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号55番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号4番 竹田憲治 委員の退席を求めます。

（4番 竹田憲治 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号55番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号55番を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号55番については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号4番 竹田憲治 委員の着席を求めます。

（4番 竹田憲治 委員 着席確認）

議長（三浦会長）

次に、申請番号65番及び66番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号14番 中村 一彦 委員の退席を求めます。

（14番 中村一彦 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号65番及び66番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号65番及び66番を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号65番及び66番については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号14番 中村一彦 委員の着席を求めます。

（14 番 中村一彦 委員 着席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号 55 番、65 番及び 66 番を除く議案第 4 号の質疑・討論を行います。
質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 55 番、65 番及び 66 番を除く議案第 4 号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員。）

議長（三浦会長）

着席願います。

よって、申請番号 55 番、65 番及び 66 番を除く議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時56分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度第1回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ありがとうございました。ご苦勞様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年5月25日

会 長 _____

5 番委員 _____

6 番委員 _____

令和8年度

第1回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和8年4月24日（金）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第1回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 5 閉 会